

【Q19】 英文契約では、よく“Severability”と題する条項がありますが、国内契約にはあまりない条項です。この条項を入れる理由や意義を教えてください。

【A19】 ここで対象にとり上げる英文契約は、国際契約としての英文契約であり、日本語の国内契約を英語に訳したにすぎないものではありません。国際契約としての英文契約は、英語で書かれるだけでなくスタイル・形式も“英米式”になる点に特徴があります。そこで、英米法の下でないとうまく存在意義などを説明できないような文言や条項が、形式的に盛り込まれることが多いのです。そうした条項の代表例が、完全合意条項(Entire Agreement Clause)や分離・独立性条項(Severability Clause)です。どのようなタイプの英文契約にもよくみられるので、一般条項とよぶことがあります。

Severability ClauseはSeparability Clauseともいうように、契約に含まれた各条項がそれぞれ分離し、独立の効力をもち、仮に一部の条項が無効(void or unenforceable)になったとしても、その無効が他の条項に影響を与えないことをうたい、典型的には以下のような内容になります。

“In the event that any provision of this Agreement is held by a court of competent jurisdiction to be void, such void provision shall be considered as excised from this Agreement which shall otherwise remain in full force.”

「本契約のいかなる条項も、相当なる管轄をもった裁判所によって無効と判断された場合は、その無効な条項は本契約から除かれたものとみなされその他は完全な効力をもちつづけるものとする。」

契約を締結する時点では関係国の強行法規に違反しないように内容を定めても、その後の法令の改正や裁判所によって違法とされ無効と判断されることはありえます。このような場合にも問題とされた一部の条項だけでなく他の条項にまで影響が及ぶことは避けたいのが当事者の意思でしょう。そこで、無効や強行不能の効果を一部の条項だけにとどめ、他の条項に影響を及ぼさせないようにするために設けられるのが、Severability Clauseなのです。

条項の分離・独立性がとくに問題とされるのが、仲裁条項(Arbitration Clause)です。たとえばある契約につき、意思表示の瑕疵があったため、その無効や取消が問題になるとします。もしその無効が仲裁条項を含んで契約全体に影響するならば、そもそも意思表示に瑕疵があったかないかの判断を仲裁裁判所に仰ぐこともできなくなってしまい、何のための紛争解決条項か分からなくなります。

少なくとも仲裁条項だけは、他の条項から独立してその有効性を判断すべきだとの考えが出てくるのはこのためといってよいでしょう。

この点は、アメリカ合衆国における連邦反トラスト法のようにきわめて公益性の強い法律の下で契約の有効・無効が問われることが多く、仲裁合意の効力が否定されることもあったために、とくに論じられるようになったということもできます。その意味では、分離・独立性条項の強調は同国の契約実務に特徴的なことです。

(弁護士 長谷川俊明)